

1. アルバイト求人手続きについて

- ①「アルバイト求人票」に必要事項を記入し、学生担当窓口へ提出してください。(FAX可)
- ②求職を希望する学生が直接電話しますので、就労条件等の詳細をお話してください。
- ③採用にあたっては、本学学生としての身分を学生証にて確認してください。
- ④「アルバイト求人票」は原則として2週間掲示致しますが、以後も継続して掲示を希望される場合はご連絡ください。2週間の期間延長を致します。
- ⑤掲示期間内に募集が終了した場合は、その旨を大学までご連絡ください。大学にて掲示をはずさせていただきます。

今後、連絡いただければ郵送もしくはFAXにて「アルバイト求人票」等を送付致します。

*アルバイトの学生に、仕事内容、段取り等の注意だけでなく、「事故につながらないように、安全面に対する注意」も必ずお願い致します。

*紹介できない

① 賃金 が歩合給、不明確な場合

② 労災保険に加入していない企業（家庭教師は除く）

2. 安全及び教育的観点より紹介できない場合があります

<p>① 危険を伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレス・ボール盤、旋盤、断裁機、自動機械の操作等 ・高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い（助手も含む） ・自動車及び単車の運転、自転車による重量物の配達 ・線路内及び交通頻繁な路上での測量、白線引き ・交通整理、駐車場での車の誘導 ・土木・水道工事等の現場作業 ・建築中の現場作業、建物到壊、残片付作業 ・2階以上での高所の屋外作業（ガラスふき、器具取り付け） ・警備員（会場整理、受付を除く） 	<p>③ 教育的に好ましくないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭でのチラシ配り、ポスター貼り等 ・営利職業斡旋業者への斡旋 ・不特定多数を対象とした街頭での調査等 ・戸別訪問調査等 ・マルチ・ネズミ講商法に関するもの ・訪問販売、勧誘、集金業等 ・男子の深夜作業（22時以降）、女子の深夜作業（21時以降）および宿泊を伴うもの ・労働争議に介入する恐れがあるもの ・競馬、競輪、麻雀、パチンコ、酒場、スナック等風俗及びアルコールを扱う現場作業
<p>② 人体に有害なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性が高いもの ・農薬、劇薬など有害な薬物の取り扱い（メッキ作業等） ・高温度、低温度の作業（熱処理加工、冷凍倉庫内での仕事） ・粉末、有害ガス、騒音等の著しい場所での作業 	<p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の応援に関連する業務 ・ベビーシッター

3. 連絡先

流通科学大学 学生部 学生課

電話：078-794-3552

住所 神戸市西区学園西町3-1

FAX：078-794-3094

以上